

2015年5月20日

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹（以下「BSA」）は、「知的財産推進計画2015」の策定に向けて以下の通り意見を提出します。

ソフトウェア産業は、自らイノベーションを牽引するとともに、他者のイノベーションを支えています。健全なソフトウェアビジネスの適切な保護と活性化は、日本の競争力向上に大きく寄与するものと、私どもは確信しております。しかしながら、法制度がそのビジネスモデルの変化に追いつかず乖離が生じており、円滑なビジネスが阻害されていることから、BSAは、デジタル・ネットワークの発達に対応した環境整備として、知的財産推進計画2015に以下の事項を明記することを強く要望します。

1. オンライン認証システムの技術的制限・保護手段としての保護と関連法の改正等

ソフトウェア・ライセンスのビジネスモデルは、CD/DVD等の媒体に記録して提供するものから、オンラインでのダウンロード提供やクラウド利用に移行しています。このことは、音楽、ゲーム、映画等においても同様の傾向と考えます。そして、ダウンロードによる提供やクラウドサービスの普及に伴い、技術的制限・保護手段の回避規制の重要性が増しています。

(1) 不正競争防止法の改正

現在の不正競争法における技術的制限手段の定義（2条7項）及び技術的制限手段回避行為の定義（2条1項11号）は、被害が年々増大している不正なプログラム使用と流通の実態に追いついていないため、見直して改定すべきであると考えます。

基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様な

¹ BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Altium, ANSYS, Apple, ARM, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, Dell, IBM, Intel, Intuit, Microsoft, Minitab, Oracle, salesforce.com, Siemens PLM Software, Symantec, Tekla, The MathWorks, Trend Micro が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

ものがあり、技術の進歩を妨げないよう、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきです。

現在、ビジネスソフトウェアは、下記(2)に記載するライセンス認証のシステムを広く採用しており、さらに今後様々な認証システムを採用することが予測されます。そして、その認証システムの不正な回避による損害は、様々な調査・情報や実状に基づく推計からして年間数百億を下らない甚大な額となっております。特に、新興国において犯罪的な組織や人員が悪質かつ巧妙な手口で認証コードを不正に入手し、日本国内に流入させ、日本国内で不正なソフトウェアの売買が行われており、海外組織や人員にその利益が還元されている事態は看過できません。オークションやその他インターネットサービスを通じて、日本で容易に不正な利益をあげることができるとの評判が広まれば、日本が海外の不正組織の活動の温床ともなりかねません。日本は、世界最高クラスの知的財産立国として、このような海外組織等に手を貸すことにつながる手段を阻止すべきであるし、ライセンスを取得できないにもかかわらず不正品に対価を支払う日本国民をなくすため、施策を早急に検討すべきです。

以上より、基本的な視点に基づき、ライセンス認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、不正競争を回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せずに定義して有効な対策となるよう、不正競争防止法を改正することを要望します。

(2) 準則の改定

平成25年9月版「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(以下「現行準則」という。)の「III-10 使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェア(体験版ソフトウェア、期間制限ソフトウェア等)の制限の解除方法を提供した場合の責任(iii69~iii78)」(以下、当該箇所を「ソフトウェア制限解除箇所」という。)における不正競争防止法適用に関する記述について、ソフトウェア業界が採用する技術が変化したこと及び新たに判決が出されていることも踏まえ、早急に改定することを求めます。経済産業省では「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改定を定期的に行っているものの、2015年に公表された最新の改定案において、残念ながら当該箇所は改定対象となりませんでした。

即ち、現行準則では、ソフトウェア制限解除箇所において、「一般に、制限版における制限方法は、特定の反応をする信号がプログラムとともに記録されていたり、プログラム自体が特定の変換を必要としたりするものではなく、技術的制限手段に該当しない。したがって、当該行為は、いずれの態様においても、技術的制限手段に対する不正競争には該当しないと考えられる。」と結論づけています(iii77)。しかしながら、ソフトウェア制限解除箇所における考察及び結論は、現在ソフトウェアメーカーが幅広く採用しているライセンス認証システム(プログラムの実行可能化条件として、メーカーが送付する認証済メッセージの受信とユーザー・コンピュータへの記録を求める仕組み)の存在を射程に入れたものではないため、ライセンス認証システムの認証回避型クラックツールの提供においては結論を異にするものであって、その場合は、不正競争防止法の適用が認められることを明記すべきです。このライセンス認証システムの認証回避型クラッ

クツール（ここでは、ライセンス認証システムによる認証を回避し、使用期間や機能制限のない製品版プログラムの実行を可能化する信号である不正なプロダクトIDをユーザーパソコン内に偽造・偽装するクラック・プログラムをいう）の提供事案については、既に刑事事件において不正競争防止法違反を理由とする有罪判決が出されており²、当該判決では、ソフトウェアメーカーが広く採用するライセンス認証システムが不正競争防止法の「技術的制限手段」に当たること、クラック・プログラムが「技術的制限手段により制限されているプログラムの実行を当該技術的手段の効果を妨げることによる可能とする機能を有する」ものであることを明確に認定しています。これに対し、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムについての正確な理解と認識に立つものではなく、クラックツールの提供を一般的に不正競争に該当しないと結論づけることには明確な誤りがあり、本原則の与える影響の大きさからすれば、現状のまま放置することは許容されるものではないと考えます。従って、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムの存在を前提としておらず現在の技術動向と齟齬があること及び判例に鑑み、改定又は全面的に削除されるべきであり、また、改定する場合、少なくとも現在の結論の適用場面を限定・明確化するよう強く要望します。クラックツールの提供により不正なソフトウェア利用が可能となって深刻な被害を受けているソフトウェアメーカーが、ソフトウェア制限解除箇所の改定又は全面的削除によって、円滑にエンフォースメントを行えるようになることを要望します。

（3）著作権法の改正

著作権法の技術的保護手段及び回避行為に関する規制についても、上記（1）と全く同様のことが当てはまります。すなわち、まず、基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、技術の進歩を妨げないよう、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきです。また、ライセンス認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せずに著作権侵害として有効な対策となるよう、著作権法を改正することを要望します。

2. 日本版バイ・ドール制度の運用のあり方について

日本版バイ・ドール制度の目的は、本来、研究開発の成果にかかる特許権等（以下「本知的財産権」という。）を受託者に帰属させ、本知的財産権を事業活動において活用するインセンティブを通じて、イノベーションを促進することにあります。しかしながら、最近、経済産業省から公表された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、本知的財産権を活用した効率的な事業化を妨げてしまい、イノベーションを促進するのではなく、却って阻害しかねないものとなっております。即ち、本ガイドラインは、非生産的で煩雑な、知的財産権保有者による報告義務を定めています。当該報告は、

² 平成 26 年 12 月 5 日宇都宮地方裁判所判決 <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20141205/>

政府機関に対して提出しなければならず、本知的財産権に関わる事業化プロセスへの政府機関による積極的な介入が行われることとなります。知的財産権保有者が、政府のハイレベルでの介入を受けることなく、本知的財産権を活用した事業化について自ら戦略的な決定を行えないとすると、非効率であるばかりか、究極的には本知的財産権を活用した事業化を妨げ日本経済の発展を阻害することとなります。従って、BSAは、米国バイ・ドール法やEUのEU Horizon2020など、他国で取り入れられている制度と同様のものとなるよう本ガイドラインを改定することを要望致します。これにより、日本は、日本版バイ・ドール制度が制定当初目指していた目的を達成することができるようになるものと考えます。

以 上